

## ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ファミリー・サポート・センター事業による会員相互による子育て援助活動（以下「援助活動」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「ファミリー・サポート・センター」（以下「センター」という。）とは、子育ての援助を行うことを希望する者と子育ての援助を受けることを希望する者をもって構成する会員組織をいう。

### (事務局)

第3条 次の各号に掲げる業務を行うため、ファミリー・サポート・センター事務局（以下「事務局」という。）を横須賀市日の出町1丁目6番地内に置く。

- (1) 会員の募集、登録その他の会員組織に関する業務
- (2) 援助活動の調整に関する業務
- (3) 援助活動に必要な会員の研修及び指導に関する業務
- (4) 会員間の交流に関する業務
- (5) 関係機関との連絡調整に関する業務
- (6) センターの広報に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センターの事業の目的達成に必要な業務

### (アドバイザー)

第4条 事務局にアドバイザーを置く。

- 2 アドバイザーは、前条各号に掲げる業務に関する事務を処理する。
- 3 事務局は、援助活動の円滑な調整を図るため必要があると認めるときは、一定の地域等を単位とする会員グループを設け、当該グループ内から地域リーダーを選任し、当該地域リーダーに当該会員グループ内の援助活動の調整を行わせることができる。

### (入会)

第5条 センターに入会しようとする者は、事務局の定める所定の手続に従い、援助活動を行う会員（以下「おまかせ会員」という。）又は援助活動を受ける会員（以下「よろしく会員」という。）として事務局の承認を受けなければならない。

- 2 おまかせ会員は、横須賀市内に在住する者で心身ともに健康で積極的に援助活動ができるものとする。
- 3 よろしく会員は、横須賀市内に在住、在勤又は在学している者で、原則として出生後3か月の乳児から小学校6年生までの児童（以下「対象児童等」という。）と同居している親族であるものとする。
- 4 おまかせ会員とよろしく会員は、これを兼ねることができる。
- 5 おまかせ会員及びよろしく会員（以下「会員」という。）は、入会に際し、事務局の実施する研修等を受講しなければならない。
- 6 事務局は、入会を承認したときはおまかせ会員又はよろしく会員として登録し、会員証を発行するものとする。

（会員の資格喪失）

第6条 会員は、次の各号のいずれかに該当したときは、会員の資格を喪失する。

（1）事務局に退会の申し出をしたとき。

（2）前条第2項又は第3項に該当しなくなったとき。

2 会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、事務局は、会員の資格を喪失させることができる。

（1）会員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

（2）会員が次条に定める義務に違反したとき。

3 会員は、その資格を喪失したときは、速やかに会員証を返還しなければならない。

（会員の義務）

第7条 会員は、次の各号に掲げる義務を負うものとする。

（1）援助活動を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。会員の資格を喪失した後も同様とする。

（2）援助活動を通じて、物品の販売及びあつ旋、宗教活動並びに政治活動等を行ってはならない。

（3）事務局が別に定める会則を遵守しなければならない。

（援助活動の内容）

第8条 おまかせ会員が行う援助活動の内容は、次の各号に掲げるものとする。

（1）保育所、幼稚園、小学校及び学童クラブ（以下「保育施設等」とい

う。)の開始時間まで対象児童等を預かること。

(2) 保育施設等の終了後、対象児童等を預かること。

(3) 保育施設等との間の対象児童等の送迎を行うこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、会員の子育てを支援するために必要な援助を行うこと。

2 前項の援助活動は、原則としておまかせ会員の自宅において行うものとする。

3 宿泊を伴う援助活動は、原則として行わないものとする。

(援助活動の時間)

第9条 援助活動は、原則として午前6時から午後10時までの間の必要な時間に行うものとする。

2 援助活動を行う時間の算出方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 対象児童を自宅で預かる場合は、おまかせ会員が対象児童等を預かったときからよろしく会員が対象児童等を迎えに来たときまでの時間とする。

(2) 保育施設等との間の送迎の場合は、おまかせ会員が対象児童等を預かったときから、保育施設等へ送り届けた後、自宅に戻ったときまで及び自宅を出てから、保育施設等から対象児童等を預かり、よろしく会員が対象児童等を迎えに来たときまでの合計時間とする。

3 援助活動を行う時間は1回につき1時間以上とする。1時間を超える場合は30分を単位とし、30分未満の時間は30分とする。

(援助活動の調整)

第10条 よろしく会員は、援助活動を受けようとするときは、アドバイザー又は地域リーダー(以下「アドバイザー等」という。)に対し、その申込みをするものとする。

2 アドバイザー等は、前項の規定によりよろしく会員から援助活動の申込みを受けたときは、よろしく会員が希望する援助活動の内容、日時等必要事項を確認し、おまかせ会員との調整及び両会員の事前打合せを行うものとする。

3 おまかせ会員は、援助活動の実施後、その内容を記録した報告書を作成し、よろしく会員の確認を受けなければならない。

(援助活動の利用料金等)

第11条 よろしく会員は、おまかせ会員に対し、別に定める基準に従って援助活動に係る利用料金及び実費を支払うものとする。

(利用料金の助成)

第12条 よろしく会員のうち、横須賀市内に在住する者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は当該年度分（4月又は5月の利用にあつては当該利用に係る月の属する年度の前年度分とし、6月から翌年の3月までの利用にあつては当該利用に係る月の属する年度分とする。）の市町村民税が非課税の世帯で次の各号のいずれかに該当する世帯に属する会員は、前条の規定による利用料金の2分の1の助成を受けることができる。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第5条第1項に規定する配偶者のない女子で、現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者のいる世帯
- (3) 療育手帳制度要綱の規定による療育手帳の交付を受けている者のいる世帯
- (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2章の規定による特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による国民年金の障害基礎年金等の受給者のいる世帯
- (5) 保護者の申請に基づき、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

2 前項の規定にかかわらず、横須賀市内に在住する者のうち、市町村民税が課されている世帯で、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当するもの又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者が、当該者の申請に基づき、地方税法第292条

第1項第11号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者又は同項第12号に該当する寡夫とみなして同法の規定を適用したときに、同法の規定による市町村税が課されないこととなるものの世帯に属する会員は、前条の規定による利用料金の2分の1の助成を受けることができる。

3 第1項の助成を受けようとする者は、ファミリー・サポート・センター利用料金助成申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、前項の規定により助成を受けようとする者は、当該申請を行う年度を対象年度とした寡婦（夫）控除みなし適用対象確認通知書（寡婦（夫）控除等のみなし適用の対象者の確認に関する要綱（平成28年7月1日制定）第4条に規定するものをいう。）の交付を受けているときは、その写しを添付しなければならない。

4 市長は、助成を決定したときは、ファミリー・サポート・センター利用料金助成決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（利用実績の確認）

第13条 市長は、第10条第3項に規定する報告書の写しを、助成をした者に提出させ、利用実績を確認するものとする。

（その他の事項）

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の運営に関し必要な事項は、福祉こども部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第12条第 3 項関係）

ファミリー・サポート・センター利用料金助成申請書

年 月 日										
(あて先) 横須賀市長										
住所 横須賀市										
申請者 氏名 (よろしく会員)										
電話										
ファミリー・サポート・センター利用料金の助成を申請します。										
助成対象期間	年 月 利用分									
助成申請額	円 (利用料金 円 × 1 / 2) ※ 利用料金の内訳は別添「援助活動報告書」のとおり									
振 込 先	銀 行 信用金庫 組 合				店 番 号		支 店 本 店			
	普通 預 金	口 座 番 号								
	※ 上記の口座は、当該年度における新規申請または振込先を変更する場合に記入して下さい。 ※ 口座の名義は申請者名義のものに限ります。									
(事務処理欄)										

第 2 号様式（第 12 条第 4 項関係）

ファミリー・サポート・センター利用料金助成決定通知書

年 月 日	
様	
横須賀市長 <span style="float: right;">印</span>	
平成 年 月 日に申請のありましたファミリー・サポート・センター利用料金の助成については次のとおり決定したので通知します。	
助成対象期間	年 月 利用分
助 成 額	円
(事務処理欄)	